

川崎市立学校通話録音装置賃貸借契約書

川崎市を発注者とし、
を受注者とし、発注者と受注者との間において次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、受注者がその所有する通話録音装置（以下「装置」という。）を発注者の使用に供し、装置の機能を円滑に供給することを目的とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡若しくは承継させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約対象装置の内容及び設置場所)

第3条 この契約を対象とする装置の内容及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 装置の内容 通話録音装置
- (2) 装置の設置場所 川崎市立学校 詳細は別紙1「学校一覧」による。

(賃貸借期間)

第4条 装置の賃貸借期間は、令和8年11月1日から令和13年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、契約金額の10%とする。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

(賃貸借料)

第6条 装置の賃借料は、別紙2「グループ別契約一覧」のとおりとする。ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を除くものとする。

(設置費用等の負担)

第7条 この契約に基づく装置に要するすべての費用及び賃貸借契約が完了し当該装置を撤去する場合の撤去に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

- 2 前項の場合で、受注者が撤去を遅滞した場合は、発注者は受注者に代わり撤去し、その費用を受注者に請求するものとする。

(賃貸借料等の支払)

第8条 受注者は、毎月初めに前月分の第6条に定める賃貸借料を発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(損害金)

第9条 発注者は、受注者が履行期限内に契約を履行しないときは、遅延日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料に賃貸借期間を掛けた金額をいう。以下同じ。）に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した金額を損害金として徴収するものとする。ただし、発注者が、分割して履行し得るものと認めたときは、その遅延部分についてのみ損害金を計算する。

- 2 損害金は、契約金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても目的物の履行に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完納しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に目的物を完納する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当したとき。
- (4) 受注者が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき、又は所在不明になったとき。
- (5) その他受注者が契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の目的の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示

した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第16条又は第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (9) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が第7号又は前号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) この契約に関して、受注者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合の損害賠償金）

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

- (1) 第10条、第11条及び第18条第6項の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第14条 発注者は、装置の引渡しを完了する前は、第10条及び第11条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合、装置の設置及び撤去に要した費用等を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（予算に係る解除権の留保）

第15条 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができるものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の催告による解除権）

第16条 受注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (2) 発注者が法令又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の催告によらない解除権）

第17条 受注者は、契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上減じたときは、直ちに契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この

場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(不正行為に対する賠償金等)

第19条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(装置の返還)

第20条 発注者は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって装置を受注者に返還する場合には、速やかに装置を返還するものとする。

(疑義の解決)

第21条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議して解決するものとする。

(訴訟の提起)

第22条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(発注者への報告等)

第23条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他の事項)

第24条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほか、その都度協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 川崎市
川崎市市長 福田 紀彦 印

受注者

印

別紙 1（第 3 条関係）

Aグループ

行政区	No	学校名	台数
川崎区	01-小1	殿町小学校	7
川崎区	01-小2	四谷小学校	10
川崎区	01-小3	東門前小学校	12
川崎区	01-小4	大師小学校	10
川崎区	01-小5	川中島小学校	4
川崎区	01-小6	藤崎小学校	5
川崎区	01-小7	さくら小学校	12
川崎区	01-小8	大島小学校	5
川崎区	01-小9	渡田小学校	7
川崎区	01-小10	東小田小学校	9
川崎区	01-小11	小田小学校	7
川崎区	01-小12	浅田小学校	10
川崎区	01-小13	東大島小学校	5
川崎区	01-小14	向小学校	11
川崎区	01-小15	田島小学校	8
川崎区	01-小16	新町小学校	7
川崎区	01-小17	旭町小学校	6
川崎区	01-小18	宮前小学校	4
川崎区	01-小19	川崎小学校	12
川崎区	01-小20	京町小学校	6
幸区	01-小21	幸町小学校	7
幸区	01-小22	南河原小学校	12
幸区	01-小23	御幸小学校	13
幸区	01-小24	西御幸小学校	5
幸区	01-小25	戸手小学校	6
幸区	01-小26	古川小学校	13
幸区	01-小27	東小倉小学校	7

幸区	01-小28	下平間小学校	4
幸区	01-小29	古市場小学校	7
幸区	01-小30	日吉小学校	7
幸区	01-小31	小倉小学校	6
幸区	01-小32	南加瀬小学校	5
幸区	01-小33	夢見ヶ崎小学校	6
幸区	01-小34	新小倉小学校	17
川崎区	02-中1	大師中学校	8
川崎区	02-中2	南大師中学校	7
川崎区	02-中3	川中島中学校	9
川崎区	02-中4	桜本中学校	6
川崎区	02-中5	臨港中学校	12
川崎区	02-中6	田島中学校	7
川崎区	02-中7	京町中学校	9
川崎区	02-中8	渡田中学校	8
川崎区	02-中9	富士見中学校	7
川崎区	02-中10	川崎中学校	7
川崎区	02-中11	川崎高等学校附属中学校	4
幸区	02-中12	南河原中学校	6
幸区	02-中13	御幸中学校	7
幸区	02-中14	塚越中学校	10
幸区	02-中15	日吉中学校	11
幸区	02-中16	南加瀬中学校	7
川崎区	04-特3	田島支援学校 田島校(高等部)	9
川崎区	04-特4	田島支援学校 桜校	9

計

415

Bグループ

行政区	No	学校名	台数
中原区	01-小35	下河原小学校	5
中原区	01-小36	平間小学校	8
中原区	01-小37	玉川小学校	8
中原区	01-小38	下沼部小学校	6
中原区	01-小39	荻宿小学校	7
中原区	01-小40	木月小学校	5
中原区	01-小41	東住吉小学校	11
中原区	01-小42	住吉小学校	6
中原区	01-小43	井田小学校	17
中原区	01-小43-1	井田小学校 かなで分教室	1
中原区	01-小44	今井小学校	3
中原区	01-小45	上丸子小学校	14
中原区	01-小46	西丸子小学校	5
中原区	01-小47	中原小学校	6
中原区	01-小48	宮内小学校	14
中原区	01-小49	大戸小学校	4
中原区	01-小50	下小田中小学校	13
中原区	01-小51	新城小学校	7
中原区	01-小52	大谷戸小学校	17
中原区	01-小53	小杉小学校	15
中原区	02-中17	平間中学校	7
中原区	02-中18	玉川中学校	6
中原区	02-中19	住吉中学校	8
中原区	02-中20	井田中学校	5
中原区	02-中21	今井中学校	6
中原区	02-中22	中原中学校	8
中原区	02-中23	宮内中学校	6

中原区	02-中24	西中原中学校	9
川崎区	03-高1	川崎高等学校 全日制課程	17
川崎区	03-高2	川崎高等学校 定時制課程	6
幸区	03-高3	幸高等学校 全日制課程	17
幸区	03-高4	川崎総合科学高等学校 全日制課程	11
幸区	03-高5	川崎総合科学高等学校 定時制課程	4
中原区	03-高6	橘高等学校 全日制課程	17
中原区	03-高7	橘高等学校 定時制課程	13
中原区	04-特1	聾学校	8
高津区	04-特2	中央支援学校 本校	8
中原区	04-特2-2	中央支援学校 大戸分教室	1
多摩区	04-特2-3	中央支援学校 稲田分教室	1
中原区	04-特2-4	中央支援学校 高等部分教室	1
川崎区		区・教育担当(3台×7区)	21
川崎区		教育相談室(指導課内)	2
川崎区		指導調整	2
川崎区		その他(予備)	25

計

381

Cグループ

行政区	No	学校名	台数
高津区	01-小54	子母口小学校	17
高津区	01-小55	橘小学校	11
高津区	01-小56	末長小学校	6
高津区	01-小57	新作小学校	5
高津区	01-小58	東高津小学校	16
高津区	01-小59	坂戸小学校	9
高津区	01-小60	久本小学校	6
高津区	01-小61	下作延小学校	4
高津区	01-小62	高津小学校	11
高津区	01-小63	梶ヶ谷小学校	10
高津区	01-小64	西梶ヶ谷小学校	8
高津区	01-小65	久末小学校	17
高津区	01-小66	上作延小学校	13
高津区	01-小67	南原小学校	3
高津区	01-小68	久地小学校	5
宮前区	01-小69	野川小学校	5
宮前区	01-小70	西野川小学校	6
宮前区	01-小71	南野川小学校	11
宮前区	01-小72	宮崎小学校	5
宮前区	01-小73	鷺沼小学校	5
宮前区	01-小74	有馬小学校	8
宮前区	01-小75	西有馬小学校	5
宮前区	01-小76	富士見台小学校	17
宮前区	01-小77	宮前平小学校	6
宮前区	01-小78	宮崎台小学校	8
宮前区	01-小79	向丘小学校	5
宮前区	01-小80	平小学校	5

宮前区	01-小81	白幡台小学校	9
宮前区	01-小82	菅生小学校	8
宮前区	01-小83	稗原小学校	9
宮前区	01-小84	犬蔵小学校	10
宮前区	01-小85	土橋小学校	6
高津区	02-中25	東橘中学校	17
高津区	02-中26	橘中学校	9
高津区	02-中27	高津中学校	7
高津区	02-中28	東高津中学校	6
高津区	02-中29	西高津中学校	7
宮前区	02-中30	宮崎中学校	11
宮前区	02-中31	野川中学校	6
宮前区	02-中32	有馬中学校	6
宮前区	02-中33	宮前平中学校	9
宮前区	02-中34	向丘中学校	7
宮前区	02-中35	平中学校	5
宮前区	02-中36	菅生中学校	8
宮前区	02-中37	犬蔵中学校	7
高津区	03-高8	高津高等学校 全日制課程	17
高津区	03-高9	高津高等学校 定時制課程	7

計

398

Dグループ

行政区	No	学校名	台数
多摩区	01-小86	稲田小学校	5
多摩区	01-小87	長尾小学校	8
多摩区	01-小88	宿河原小学校	10
多摩区	01-小89	登戸小学校	9
多摩区	01-小90	中野島小学校	5
多摩区	01-小91	下布田小学校	5
多摩区	01-小92	東菅小学校	8
多摩区	01-小93	南菅小学校	6
多摩区	01-小94	西菅小学校	5
多摩区	01-小95	菅小学校	5
多摩区	01-小96	東生田小学校	13
多摩区	01-小97	三田小学校	9
多摩区	01-小98	生田小学校	5
多摩区	01-小99	南生田小学校	10
麻生区	01-小100	長沢小学校	11
麻生区	01-小101	西生田小学校	5
麻生区	01-小102	千代ヶ丘小学校	17
麻生区	01-小103	金程小学校	4
麻生区	01-小104	百合丘小学校	10
麻生区	01-小105	南百合丘小学校	6
麻生区	01-小106	麻生小学校	6
麻生区	01-小107	東柿生小学校	7
麻生区	01-小108	王禅寺中央小学校	5
麻生区	01-小109	真福寺小学校	6
麻生区	01-小110	虹ヶ丘小学校	8
麻生区	01-小111	柿生小学校	7
麻生区	01-小112	岡上小学校	5

麻生区	01-小113	片平小学校	5
麻生区	01-小114	栗木台小学校	4
麻生区	01-小115	はるひ野小学校	16
多摩区	02-中38	稲田中学校	5
多摩区	02-中39	枳形中学校	5
多摩区	02-中40	中野島中学校	8
多摩区	02-中41	南菅中学校	6
多摩区	02-中42	菅中学校	7
多摩区	02-中43	生田中学校	11
多摩区	02-中44	南生田中学校	8
麻生区	02-中45	西生田中学校	8
麻生区	02-中46	金程中学校	5
麻生区	02-中47	長沢中学校	7
麻生区	02-中48	麻生中学校	7
麻生区	02-中49	柿生中学校	12
麻生区	02-中50	王禅寺中央中学校	7
麻生区	02-中51	白鳥中学校	6
麻生区	02-中52	はるひ野中学校	9

計

336

別紙2（第6条関係）

グループ別契約一覧

グループ	リース期間	月額
Aグループ	令和8年11月1日～令和13年3月31日（53ヶ月）	
Bグループ	令和8年12月1日～令和13年3月31日（52ヶ月）	
Cグループ	令和9年 1月1日～令和13年3月31日（51ヶ月）	
Dグループ	令和9年 2月1日～令和13年3月31日（50ヶ月）	

川崎市立学校通話録音装置賃貸借仕様書

1 対象校

市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校（詳細は別紙参照）

2 利用目的

市立学校において、固定電話における通話録音を行うものである。

3 賃貸借及び保守期間

通話録音装置の賃貸借及び保守の期間は、別紙に示す A、B、C 及び D グループごとに次の期間とする。

A グループ 5 2 校 令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

B グループ 4 4 校 令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

C グループ 4 7 校 令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

D グループ 4 5 校 令和 9 年 2 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 導入機器及び台数

(1) 台数

学校ごとに別紙記載のとおり。

(2) 導入機器

- ・ 機器名（株）タカコム社製通話録音装置 VR-D179（又は同等品）
- ・ 参考仕様

項目	仕様
外形	200mm×280mm×20mm（幅×奥行き×高さ）
重量	500g 以下
接続方式	・ 受話器接続（受話器・通話録音装置間） 電話機モジュラー端子 ・ 電話機接続（電話機本体・通話録音装置間） 電話機モジュラー端子※ ¹ ・ 外部入力接続 3.5mm モノラルミニジャック ・ PC 接続 USB2.0 以上、USB-Type A（PC 側）
録音	・ 録音媒体 SD カード※ ² ・ 録音方式 音声起動による自動録音及び手動録音を切替可能であること。 ・ 保存件数

	1 枚の SD カードに 9,999 件
録音告知機能	手動送出機能有り
再生	本体再生のほか、PC 接続により再生することが可能であること。また、PC により再生する場合は専用の再生ソフトが提供されること。
付属品	・専用電源アダプタ（AC100V±10V、最大消費電力 5.4W） ・モジュラーコード（上記「接続方式」の※1 に相当） ・SD カード 1 枚（上記「録音」の※2 に相当） ・取扱説明書（紙媒体）

5 機器及び付属品の納入と併せて提出が必要な資料

- (1) 取扱説明書（電子媒体）
- (2) その他本市と協議の上必要な資料

6 導入作業

- (1) 機器の搬入及び調整に当たっては、事前に日程がわかる書面（電子媒体可）を提出し、本市の指示に従うこと。
- (2) 取扱説明書は、機器（付属品を含む。）の納入に併せて搬入すること。
- (3) その他必要な事項、定めのない事項は、別途協議すること。

7 その他

- (1) グループ毎にリース開始から 1 年間のメーカー保証を付保すること。
- (2) リース終了時の機器返却については、リース最終年度に別途協議すること。